

(仮訳)

商務省規程

2021 年から 2023 年までの茶製品に対する
世界貿易機関(WTO)農業協定における義務に基づく割当
に対する納税権取得証明書に関する
2020 年商務省規程

2021 年から 2023 年までの茶製品の輸入に対する世界貿易機関(WTO)農業協定における義務に基づく割当に対する納税権取得証明書の発行に関する基準、方法及び条件を、2004 年 11 月 30 日の内閣決議、及び 2021 年から 2023 年までの世界貿易機関(WTO)農業協定における義務に基づき茶製品の輸入市場を開き、輸入量の割当に関する基準、方法及び条件を規定した 2020 年 12 月 4 日の農業・協同組合政策・開発計画委員会の第 2/2563 回会議の決議に適合するよう定め、さらに 2016 年関税定率法(第 6 版)に適合するよう定めることが適切であるため、タイ王国への商品の輸入に関する商務省告示(第 115 号)1996 年により改正増補されたタイ王国への商品の輸入に関する商務省告示(第 111 号)1996 年の第 4 条の第 3 段落の権限に基づき、商務大臣が以下の通り規程を制定する。

第 1 条 本規程を「2021 年から 2023 年までの茶製品に対する世界貿易機関(WTO)農業協定における義務に基づく割当に対する納税権取得証明書の発行に関する 2020 年商務省規程」と称す。

第 2 条 本規程を官報掲載日の翌日より施行する。

第 3 条 本規程における用語の意味は以下の通りとする。

「証明書」とは、世界貿易機関(WTO)農業協定における義務に基づく割当に対する納税権取得証明書を指す。

「茶」とは、風味付けするか否かを問わず、HS コード分類 0902.10.10、0902.10.90、0902.20.10、0902.20.90、0902.30.10、0902.30.90、0902.40.10、及び 0902.40.90 を意味する。

(注 1) この日本語訳は、タイ政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、JETRO Bangkok が作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、本情報の採否はおお客様のご判断でお願い申し上げます。万一、不利益を被る事態が生じましても、JETRO は責任を負うことができませんのでご了承ください。

(注 2) 原典については、商務省外国貿易局が 2020 年 12 月 28 日付で公布しており、下記に掲載されています。<https://www.dft.go.th/th-th/Detail-Law/ArticleId/17098/-WTO-2564-2566-2563-1-2>

第 4 条 本規程に基づき証明書を発行する茶製品は、世界貿易機関(WTO)の加盟国を原産国とし、かつそこから輸送されていなければならない。

第 5 条 証明書の申請の権限を有す者は、下記の資格を有すること。

- (1) 第 8 条に基づき輸入量の割当を受けている者
- (2) 第 10 条及び第 16 条に基づき証明書の発行を停止されている者ではないこと

第 6 条 2021 年から 2023 年までの茶製品の輸入量の割当は以下の通りとする。

- (1) 割当量の合計は年間 625 トンを超えない量とする。
- (2) 割当の申請の権限を有す者は以下の資格を有すること。
 - (a) 法人であり、その事業目的に茶製品又は農作物の販売が含まれていなければならない、及び
 - (b) 外国貿易局事業者登録システムに登録している

第 7 条 茶製品の輸入量の割当を申請する場合、割当の申請の権利を有す者は国際協定の義務に基づく農産品の輸入割当管理電子システム(e-Quota)を通じて外国貿易局に割当申請書を提出すると共に、割当申請書の提出日時点で発行後 6 ヶ月を超えていない商務省事業発展局による法人登記証明書の原本又はコピーを添付すること。外国貿易局が情報をチェックするために商務省事業発展局と電子データベースを接続する場合、外国貿易局が上記の書類の免除を規定することができる。なお、以下の通り所定の期間内に正確かつ完全な申請書を提出すること。

- (1) 2021 年の第 1 回割当については、本規程の官報掲載日の翌日から 10 公務日以内に申請書を提出すること。2022 年及び 2023 年については、割当年の前年の 12 月 1 日から 10 公務日以内に申請書を提出すること。その場合、割当申請者は以下のいずれか 1 つのグループにおいてのみ割当申請ができる。
 - (a) 割当年の前年の 6 月から遡った 36 ヶ月間に、世界貿易機関(WTO)農業協定における義務に基づく茶製品の輸入実績がある法人で構成される輸入実績があるグループには、第 6 条の(1)に基づく割当量の 70%を割当てる、又は
 - (b) 世界貿易機関(WTO)農業協定における義務に基づく茶製品の輸入実績があるか又ははない法人で構成される一般グループには、第 6 条の(1)に基づく割当量の 30%を割当てる。
- (2) 第 2 回割当については、割当年の 6 月 10 日から 10 公務日以内に申請書を提出すること。
- (3) 第 3 回割当については、割当年の 10 月 10 日から 10 公務日以内に申請書を提出すること。

第 8 条 外国貿易局が、本規程に定める基準、方法及び条件に従い割当申請者に対して茶製品の輸入量を割当てると共に、割当結果を告示して関係者に通知する。

第9条 2021年から2023年までの茶製品の輸入量の割当における基準及び方法は以下の通りとする。

- (1) 第1回割当については、第6条の(2)に基づく割当申請者に対して、第6条の(1)に基づく茶製品の量を割当てる。その場合、以下の通り2グループに分けて割当てる。
 - (a) 輸入実績があるグループには、第6条の(1)に基づく割当量の70%の割当量から、割当申請者にそれぞれの申請量に従い割当てる。ただし、それぞれの割当申請量の合計が割当量を上回った場合は、割当年の前年の6月から遡った36ヶ月間の輸入実績に比例配分して割当てるが、それぞれの申請量を上限とする。なお、輸入実績に比例配分した割当によりいずれかの割当申請者にその申請量を超える量が割当てられる場合は、超過分の量を申請量より少ない量が割当てられた他の割当申請者に割当てる。その場合、割当年の前年の6月から遡った36ヶ月間の輸入実績に比例配分して割当てるが、それぞれの申請量を上限とする。
 - (b) 一般グループには、第6条の(1)に基づく割当量の30%の割当量から、割当申請者にそれぞれの申請量に従い割当てる。ただし、それぞれの割当申請量の合計が割当量を上回った場合は、申請量に比例配分して割当てる。
- (2) 第2回割当については、第1回割当からの残量及び第1回分の返還申告量から、割当申請者にそれぞれの申請量に従い割当てる。ただし、それぞれの割当申請量の合計が割当量を上回った場合は、申請量に比例配分して割当てる。
- (3) 第3回割当については、第2回割当からの残量及び第2回分の返還申告量から、割当申請者にそれぞれの申請量に従い割当てる。ただし、それぞれの割当申請量の合計が割当量を上回った場合は、申請量に比例配分して割当てる。

第10条 割当を受けた者は、その割当を受ける権利を他の者に譲渡してはならない。これに違反した場合は、翌年の茶製品の輸入割当を差し止められる。

第11条 割当を受けた者が割当量の全部又は一部を使用する意思がない場合は、以下の通り所定の期間内に、国際協定の義務に基づく農産品の輸入割当管理電子システム(e-Quota)を通じて、外国貿易局に使用しない量の返還を申告すること。

- (1) 第1回返還申告は各年の5月中まで
- (2) 第2回返還申告は各年の9月中まで
- (3) 第3回返還申告は各年の12月中まで

第8条に基づき割当を受けた者が割当量を使用せず、かつ各年の12月中までに使用しない量の返還を申告しなかった場合は、翌年の茶製品の輸入割当を差し止められる。

第12条 割当を受けた者は、割当を受けた量又は返還申告した後の残量の95%以上の割当量を使用しなければならない。なお、割当量の使用が所定の量に満たない場合は、使用量の不足分を翌年の割当量から差し引く。

第1段落の内容は、以下のいずれかの理由により、割当を受けた者が第3回の返還申告に際して使用しない量の返還を申告する場合には適用されない。

- (1) 第3回割当で割当てられた量が、商業的に利用するには少な過ぎる。

- (2) 注文を拒絶された。その場合、証拠書類及び拒絶された理由を示すこと。
- (3) 不可抗力による場合、証拠書類を添える。
- (4) 経済状況による場合
- (4)による理由を2回連続で申立てた場合は、翌年の茶製品の輸入割当を差し止められる。

第13条 証明書の請求権者は、外国貿易局が定める書式による証明書の申請書に、以下の証拠書類を添えて、外国貿易局に提出すること。

- (1) インボイス(Invoice)の写し
- (2) 船荷証券(Bill of Lading: B/L)の写し、又は航空貨物運送状(Air Waybill)の写し、又は商品の輸送を示す他の証拠書類
- (3) 原産地証明書(Certificate of Origin: C/O)の写し、又は輸入する茶製品が第4条で規定する国を原産国とすることを示す他の証拠書類

第14条 外国貿易局は、第9条に基づく割当量の範囲内で、第13条に基づく正確かつ完全な申請書の提出者に証明書を発行するものとする。

第15条 証明書の有効期間は発行日から30日間とするが、当該の証明書の発行年の12月31日を超えないものとする。

第16条 証明書の取得者は、毎回商品の輸入日から30日以内に、外国貿易局の輸出入報告(e-Report)システムによるペーパーレスの電子的手段で、外国貿易局に輸入の報告を行うこと。

証明書の取得者が第1段落に記す所定の期間内に輸入の報告を行わなかった場合、当該の証明書の取得者が正確かつ完全な報告書を送るまで、外国貿易局が次回の輸入のための証明書の発行を差し止める。

第17条 外国貿易局長が本規程に基づき管理を行う。

2020年12月28日公布

(Mr.チュリン・ラクサナウィシット)
商務大臣